

令和2年度第10回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録

日時・場所：令和2年12月15日（火）15:30～17:15 評議会室

出席者：廣川理事長、青木副理事長、倉茂理事、山根理事、高橋理事、
林理事、木村理事、山本監事、元永監事

事務局：山田総務課長、高木財務課長、小椋経営企画課長、武田学生・就職支援課長、
郡田教務課長、土淵地域連携・研究支援課長、杉田課長補佐、吉田主幹

令和2年度第7回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録（案）について

第7回役員会の終了後に議事外として検討した事項について、議事録に追加することとされた。

〔主な意見・質疑等〕

- ・ 職員の賃金に関わる大事な問題であり、実際に話をしているのであるから、議事録に記載しないのは透明性を欠いているのではないか。県の議決前であっても、議決されることが強く見込まれるのであれば、それを前提に検討し記録しても構わないのではないか。
- ・ 書面議決は、一般的に軽易なもの形式的なものについて行われるもので、重要な事項について行うのは本来ではないと考える。議決する内容が詳らかにされていれば、書面議決とすることは不相当と申し上げたかもしれない。
- ・ 不利益変更にあたることから、会議を開催すべきかとも思ったが、書面議決により間に合わせるべきと考えたところであるし、会議を開催しても判断変更には至らなかったと考えている。
- ・ 書面決議となることは時限的な問題もありやむを得ないと感じた。ただし、判断の前提となる労使関係や職員との交渉経緯等についてももう少し丁寧な説明があれば良かったし、透明性にもつながると考える。また、当大学では賞与は給与規程の中で具体的な水準を定めているので労基法上の制約を受け、今回のような不利益変更の問題が出てくるリスクがあるのではないか。制度面の見直しも含めて検討されたい。
- ・ 県に準じる形としていることから、致し方ないものと理解しているが、他の団体等がどのように対応されているか等の情報収集もしてはどうか。

議 題

（審議事項）

1 教教分離の実施に係る学内規程等の改正について

山田総務課長より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

〔主な意見・質疑等〕

- ・ 規程案では、研究院長は理事長が任命し、学部長は学長が任命すると定められているが、学長の役割がはっきりしておらず、孤立しているように感じる。
→研究院長は法人の組織の長であるため理事長が任命し、学部長は大学の組織

の長であるため学長が任命すると整理している。理事長が本学の学長となると定款に定められており、同一であるためわかりにくい面がある。教教分離により、法人と大学との区分が明確になってくると考えている。

- ・教員人事について、原則公募とされているが、どこまでこの原則を適用するのかが問題になってくるのではないかと考えている。

→現在、教員人事は公募により行っているが、内部昇任等の公募によらない人事を一部認めるとしたものの。

2 学内組織について

山田総務課長より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

〔主な意見・質疑等〕

- ・学内委員会は増えると思っていた。動かしてみないとわからないところもあるだろうが、うまく役割分担をされたのだろう。これに対する先生方のご意見はどうであったか。

→各学科 13 名の委員選出から学部等から 8 名とした教務委員会について、教員からは各学科の委員を望む意見があった。学部内における周知等は学部内の体制見直し等により対応いただきたいと考えている。

3 令和 2 年度補正予算（案）について

高木財務課長より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

4 団体役員賠償責任保険について

山田総務課長より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

(報告事項)

1 書面議決の実施結果について

山田総務課長から、資料に基づき報告があった。

2 令和 2 年度中間決算の概要について

高木財務課長から、資料に基づき報告があった。

3 令和 3 年度予算要求状況について

高木財務課長から、資料に基づき報告があった。

4 令和 3 年度滋賀県立大学学校推薦型選抜等特別選抜試験の受験状況について

郡田教務課長から、資料に基づき報告があった。

5 新型コロナウイルス感染拡大予防にかかる対応について

青木副理事長から、資料に基づき報告があった。